

大正期における自由主義 体育思想の研究（Ⅱ）

保健体育科教育教室 入 江 克 己

はじめに

前稿（Ⅰ） — 第18巻第1号 — では、明治30年代以降における体育の近代化論および大正初期から10年代にかけて成立した自由主義体育論の思想的特質を検討したが、ひきつづき大正10年代から昭和5年前後にいたる自由主義体育思想の展開とその終熄の過程を明らかにするとともに、自由主義体育思想のもつ今日的意味を探りたい。

3. ファシズム体育の胎動と自由主義体育思想の展開

(1) 「軍教」の実施と「学校体操教授要目」の改正

大正10年以後における教育の政策決定にとってロシア革命（大正6年）、米騒動（大正7年）、朝鮮における独立運動（大正8年）、同年の対支21カ条条約に対する5・4運動等国内的、国際的な民主主義運動、労働運動が興隆するなかで国民全般の「思想」問題が重要な契機となっていった。その主な理由は、旧絶対主義勢力にとり原内閣に象徴されるようなブルジョア合理主義にもとづいた天皇制絶対主義教育に対する修正策が次第に大きな不安となって拡がっていったことによるものであった。その結果、原政友会内閣の後をうけて大正11年6月に成立した加藤友三郎内閣以後、近代的な帝国主義国家への再編に対応した教育の自由化政策は、その影をひそめていった。

加藤内閣の初代文相鎌田栄吉と交代した岡野文相は、思想悪化の防止、教育・研究の自由に対する抑圧のための諸政策を実施した。また、大正13年1月に貴族院を中心として成立した清浦超然内閣の文相に江木千之が就任してからは急速に国権主義的な教育政策が展開されていった。江木は、就任早々の1月に早くも思想善導を強調し、2月には神仏基の三派代表を招き、国民精神復興会議を開くなど国家主義的な教育政策を実施していった。清浦自らも「最近社会の風潮を觀まするに民心動もすれば輕佻浮華に趨りて放縱に流れ信仰道義を蔑視して徒らに唯物思想に捉われ¹⁾」と思想の自由主義化傾向を批判した。

しかし、この清浦内閣も国内の民主主義運動とブルジョア勢力の圧力のまゝに僅か6カ月で崩壊を余儀なくされたのである。つまり、無産階級の抵抗と拮がりのなかでブルジョア勢力は、この体制的危機を単なる抑圧的な反動政策だけをもって乗り切ることができないことを察知し、絶対主義的な天皇制イデオロギーを加味しながら、同時に、自らの合理主義にもとづく近代的な帝国主義的政策を実施することによって旧絶対主義勢力から主導権を奪い返し、国家権力の中樞に自らの位置を

見出す必要にせまられていた。そして、この立場からブルジョア勢力は、貴族院の改革、政党内閣制の確立、普通選挙の実施等のスローガンをかけ、いわゆる「護憲三派」が結集し、清浦内閣の瓦解をはかったのである。大正13年6月に成立した憲政会加藤高明内閣は、そうしたブルジョア勢力と旧絶対主義勢力との妥協のうえに生れたものである。

加藤内閣は、無産階級の要求に譲歩して普通選挙法を提示したが、同時に、その肩代りとして小作争議に対する小作調停法（大正13年7月）および従来の治安警察法の「国体ノ変革」に加えて「私有財産制度ノ否認」をも処罰する治安維持法を大正14年5月に制定したのである。

一方、教育政策においては大正14年7月に政友会が「教育内容の革新と民衆教育の向上と更らに従来の官僚的教育制度の打破²⁾」といった近代的な教育の方向をかけるはしたものの、この政策理念も文相岡田良平の軍教構想にもとづく学校の兵営化政策によって大きく後退していった。学校における軍事教練の実現に最も意欲的であった岡田は、大正13年7月に軍教実施を表明したのち、「中等程度以上の学校に軍事教練を増加し、軍事教育の社会化を図る件」について陸軍省と協議し、同年12月には文政審議会（大正13年4月設置）に対して「学校教練振興計画」とも云うべき「学校ニ於ケル教練振作ニ関スル件」を諮問した。

こうした経過のもとに大正14年4月に「陸軍現役将校学校配属令」および「教練教授要目」が公布されたのであるが、さらに文部省は、陸軍省との合意にもとづき大正14年10月に文政審議会に「全国青少年訓練ニ関スル件」を諮問した。

この件に関して同審議会は、諮問中の「青年訓練団」の名称を「青年訓練所」とすべきことを加えて答申し、大正15年4月の「青年訓練所令」の公布となって具体化されたのである。

これら総体としての学校の兵営化政策は、明らかに先の臨時教育会議で確認された「兵式体操ニ関スル建議」にもとづいたものであったが、その主な政策的意図はどこにあったのであろうか。

一つには、第一次大戦後の国内的、国際的な自由主義、民主主義的思想の興隆に対し、そうした思想傾向を「浮華軽佻の弊風」と指弾し、「危険思想」として排除することによって国家的観念を培養することにあつた。たとえば、岡田良平は、「教育の内容及方法が断えず発達改善を要するは論を須たず然れども軽卒に新奇の説を實行し厳正なる批判慎重なる考慮を加ふることなくして従来の教育の方針並びに其の方法を変更することあらば人の子を賊ふの結果あるべし殊に法令に定めたる学科課程に違背し教科書を無視して濫に教材及其の程度を定めるが如きは嚴に之を戒めざるべからず³⁾」と自由教育を批判した。また、宇垣陸相も「輓近世風動もすれば、浮華軽佻に流れんとするの風あり。— 中略 — 此の民心の弛廃を緊張し益々基を鞏くし国防上にも違算なきを期するためには、第二の国民の心身を鍛練し其資質を向上するを切要す⁴⁾」と思想善導と体力の向上が密接な関係にあることを強調している¹⁾。そして、他の一つは、大正10年2月のワシントン軍縮会議にみられるように世界的な軍縮への動きのなかで潜在的兵力の実質的な確保、在営年限の短縮による若年労働力の確保、さらには加藤内閣の公約である4個師団廃止によって失職した将校を軍事教練にあて、その救済策とすることであつた。岡田文相は、「一朝有事の際兵士は出来ても肝賢の将校を得るに困難であることは欧州戦争における各国の状態について見るも明らかである。— 中略 — 斯の見地から中等学校以上に於て一は体育奨励の爲め、一は予備将校を作る爲、兵式教練を改善すること」、また、「学校に於て教練を徹底的にやることが、何うして平和の障害にならう⁵⁾」とその意図を明らかにしたが、この軍教実施の背景には第一次大戦を契機とした軍事戦略・技術の質的転換および軍制改革問題が深くかかわっていた。大正末期におけるこれらの「軍事教育の社会化」政策は、教育制度

に確固たる地位を占めるとともに、ファシズム体育の萌芽の形態を成立させるにいたったことを示している。

ところで、この軍教実施に対し沢柳政太郎、野口援太郎、下中弥三郎等を中心とした教育擁護同盟は、「中学校以上の学校に軍事教育を行ひ在當年限の短縮を為すは有産階級の子弟に対する特典を重ねるもの」であり、軍人が学校職員になると学校長の統率にも問題をおこすと同時に、このような措置は、「列国をして更に好戦国として我が国を眺めしむる理由⁶⁾」になるとの反対声明を出したが、体育の立場からの軍教批判は、なされることなく終わった。²⁾ こうした状況のもとに大正15年5月に学校体操教授要目が改正されたが、この改正は、その首文に明示されているように教授要目の国家基準化によって教育内容を統制し、教練教授要目との補完的な関係において軍事体力の陶冶を媒介する一般体力の形成を基本理念としていたことを特徴とする。

(2) 手塚岸衛の「自治」教育と体育実践

大正10年代における全般的な学校の兵營化政策を背景にしながらも自由教育論とその運動は、一定の発展と拡がりを見せにいった。各地の新学校への参観者あるいは自由教育に関する研究会への参加者は、膨大な数にのぼり、また、一部の私立学校、師範学校付小を中心とした自由教育は、次第に公立学校にもその影響を及ぼしていった。³⁾ この自由教育運動の趨勢を象徴するものが大正10年8月に日本学術協会の主催によって開催された八大教育主張講演会であった。この講演会場には全国から5000名もの申込者が殺到し、その講演記録集である「八大教育思潮」(大正11年)は、14版も版を重ねた。その八大教育主張の題目、講演者は、次の通りであった。

(1) 自学主義の根底(樋口長市) (2) 自動主義の教育(河野清丸) (3) 自由教育の真髓(手塚岸衛) (4) 衝動皆満足と創造教育(千葉命吉) (5) 真実の創造教育(稲毛詛風) (6) 動的教育の要点(及川平治) (7) 全人教育論(小原国芳) (8) 文芸教育論(井上伸)

八大教育主張者の一人で「自由教育の真髓」を主唱した手塚岸衛は、大正8年6月に京都師範学校教諭から千葉師範学校附属小学校の主事に就任し、同付小を中心に自由教育論にもとづく教育改造運動を展開するとともに、「自由教育真義」(大正11年)を著した。⁴⁾ 同付小ではすでに、手塚が赴任する前年に(1)実力養成 (2)自由研究 (3)立憲的活動を学校の教育理念としてかかげており、千葉県当局も前述したように「自発的学習ノ習慣ヲ涵養スル」ための「具体的方策」について県教育会に諮問していた。千葉県下のこうした自由主義的な雰囲気の中かで手塚は、「自治」的学習という、いわば自学主義を教育理念とした実践を行うと同時に、県下にその運動を拡げていった。

彼は、「教授とは、教え授くるではなく、自らを教え自ら学ぶの生活を生活せしむる謂である。教授は文化の伝達ではない。教育は教え授けたることの反覆練習ではなく自由なる学習による自己創造である」と近代的な学習論の立場に立ち、この観点から自学主義を強調し、「常に児童をして事物及び理法に直接せしめ、考えつつ為しつつ考うることによって学ばしむべきである。児童独自に仮説せしめ、資料を蒐集せしめ、これを組織しこれを系統づけしめ、これを解決し、これを発展せしめ、さらに自己批判即ち反省をしつつ、自由に学習せしむべきである」と述べている。⁸⁾

手塚の自学主義は、樋口の活動主義、谷本の自学主義の思想的流れをくむものであったが、彼は、単に「教科」の枠内に限定された自学主義には批判的であった。

「自学輔導という言葉は、明治40年頃いらいのものと思う。今では方法上の自学主義は、何人もこれを疑うものすらないほどに、肯定され、普及されているが、しかし実際には徹底を欠いているように見える。教育全系統の自学ではなく単に教科に止まり、教科の中でも読方か算術位に過ぎ

ず。家庭に於て或は始業前放課後の早出晩退による単なる復習予習をなさしめ、教授の進行上の埋草のための自学で、教師の教授と児童の自学とは何ら関係なしに予備提示整理といった風の教授をなして依然として受動注入をこれ事とせずんば、いたずらに愚問愚答を重ねて、開発問答式と心得ているものが決して少くはあるまい。⁹⁾

そして、自学主義教育は、全教科のみならず学校教育を成立させている全領域において統一的に実現されなければならないとしたのである。

「われ等は、知識技芸に対する自学自習、道德訓練に対する自律自治、身体養護に対する自強自育と、つとめて児童の自覚即ち自由なる自己実現を本体として全教科に涉つて否單に教授の方面ばかりでなく、訓練も養護も、如何なる処に於ても学校教育の全局面に涉つて、何処を切つても血のするような自学主義にまで改造すべきことを主張するのである。¹⁰⁾

こうして千葉師範学校付小では、手塚を中心に「学級自治会」組織を「自治」的学習の基本的集団として位置づけ、自学主義教育を具体化していったのである。大正8年9月から尋常5年以上の学級に「自治会」を組織し、また、大正9年1月から高等科の男子学級に週1時間の「自由学習時間」を特設し、この学級自治会組織の自治的な学習活動として教科外の体育行事（校内競技会）が実践されていた。それは、生徒自らが校内競技会の種目、参加者、その他運営方針等について討論し、決定するというものであったが、国家的観念の陶冶と軍事訓練的な性格が支配するなかで教科外活動を自学主義の観点から捉えなおし、「自治」学習の対象として教育領域に再編したことの意義は大きい。

その指導にあたった川島伊織訓導は、「12月第3日曜日午前8時より4時半に亘つて競技会は行われた。競技場の設計整理、用具の借入其他の準備、同僚中学生に審判を依頼して公平を期すなど至れり尽せりである。— 中略 — 4時半閉会となったが、責任あり而も自発的の後片付の協同動作いちいち私の心は打たれて魂の偉大なおののきを覚えた。ああ自律自治、自由責任何と力の籠る言葉でしょう。人格は自由の圃たのみ成る。何と無限の発展を蔵する教育だろう¹¹⁾と報告している。

(3) 木下竹治の「生活」学習と「立憲」的体育

手塚の自学主義にもとづく教育改造運動とともに、京都女子師範学校長から奈良女高師附属小学校の主事に転任した木下竹治の「生活」学習論とその実践がある。木下は、「学習原論」(大正12年)のなかで自律的学習、合科学習、生活学習を主唱し、自律的学習の立場から他動的、形式主義的な教育を批判したのである。

「教師先ず教授し、教師から規範を与え、教師が真偽、善悪、美醜を判断して其の結果を児童生徒に承認させていく、教師は自己の意志を以て児童生徒を支配し、児童生徒に対しては、一向に教師の意志に従順であることを要求している。訓育に於ても体育に於ても大体同様の態度で児童に臨み教育の目的に到達しようとしている。¹²⁾

木下は、この批判の上に立つて「自律」学習を独自学習—相互学習—独自学習という循環的な学習過程として規定し、独自学習を教授—学習過程のコアとして捉え、相互学習を媒介とした集団学習への発展を見通していたのである。

「従来としても予習復習の名の下で随分独自学習は行われたものであるが、それが何よりも教授の従属的活動であった。且つ非科学的で又学力浪費的のものであった。吾々は此の独自学習を教師の直接又は間接の指導の下で組織的に計画的に又経済的に実行して之を学習の重要部分としようというのである。¹³⁾

さらに木下は、「他人の作った教科書又は教授細目によって学習する『教科書学校』の学習は社会の進歩に伴うことが困難で、且つ学習者の実際生活と離れてしまう¹⁴⁾と教育内容の国家統制と対峙するとともに、独自学習 — 相互学習という拮抗的な学習過程は、具体的な生活経験の場を通して展開されるべきであり、生きることによって学習せねばならぬという「学習即生活」論を主張したのである。彼は、このいわば「生活教育」の理念から児童自らに学習教材を選択させ、また、音楽会、自治会、校舎の修繕などとともに、運動会を生活学習の恰好の機会として位置づけたのである。

そして、「立憲」的、「自治」的活動の観点から体育と健康の重要性を次のように指摘している。

「立憲政体が専制政体に代り人々が家庭に於ても社会国家に於ても立憲的に活動することを必要とする様になると、勢い個人及び団体の自治を重んじ、法治思想の発展を図らねばならぬ様になる。

又時勢の進歩に伴い人々が自我の満足と能率の増進とを欲する様になる。健康自体の必要なことは今日も昔も同様であるが軍備を縮少し平和時の教育によって和戦両様の準備をするには大に体育を盛にして心身の健康を増進することが第一に必要なことであろう。」¹⁵⁾

木下にとってもやはり大戦後の国際舞台で活躍する自律的で活動的な人間の形成と「和戦両様」のための体育を構想することが主眼であったのである。その意味において木下の自学主義的体育は、樋口、谷本等の自学主義、活動主義を逸脱するものではなかった。

(4) 体育における機械論批判

こうした自由教育運動の潮流は、大正10年代において具体的な体育の実践的研究に大きな影響を及ぼしていった。⁵⁾たとえば、大正11年5月に東京高等師範学校付小で第2回全国小学校訓導体操科協議会が開催されているが、その研究発表の主な内容は、次のようなものであった。

1. 全我活動表現(没我の境地)鑑賞を体育の目的としたい、2. 体操に興味あらしむることによってこれを遊戯化し、競技に節制あらしむることによってこれを体操化せしめよ、3. 気分及至気力の養成に重きを置き、4. 児童の生活を重視せよ(体育の生活化)、5. 体育を民衆化せよ、6. 体操科を体育科と改めて包括的なものにせよ、7. 好きな運動と嫌いな運動に対する児童告白の研究、8. 自発的な運動の研究(児童生活視の希望をも含む)、9. 体育個人化の基礎たるべき児童個性診査法の研究、10. 趣味(音楽応用連続体操)の考案等。

そして、この時期に自動主義、個別主義の観点から体育の内容、方法に支配的な生理学、解剖学中心の自然科学主義的もしくは機械論的な傾向に対して批判が加えられていった。

旧体育の機械的、形式的な鍛練主義を批判したのが小野源三であった。彼は、「体育の真義を究明して其の鍛練主義的考察に及ぶ」¹⁶⁾(大正10年)のなかでまず、当時の体育の思想的状況について次のように指摘している。

「或る者は、今日の体育が余りに解剖的にすぎた総合的精神の効果が足らぬと云ふ。或るものは、余りに機械器具に依頼し過ぎて、経費が相償はぬとする。余りに画一的で他動的で被教育者の自然の好尚に適せぬといふ。第一は例の精神的鍛練を以て体育の要諦とするものの言であり、第二は体育実施上の経済的基礎であり、第三は競技運動新興の機運に傾倒しつつある一種の新運動の云ふ事であって、何れも相当に傾聴するの価値はある。併しさらばとて、今日の体育界から、この主潮を除き去ったならば、果してどうであらうか。恐らく、戦慄すべき暗黒時代が現出するのみであらう。」

そして、小野は、「労働問題の社会主義化」、「デモクラシーの喧伝」あるいは「教育上の創造主義や自動主義」等の思想的傾向は「知情意の意志化」のあらわれであり、人間の「心身両作用を分つ

事すら従来は、余りに度に過ぎて居った。抽象的精神と物質的の肉体と二つを作り上げて、その各々の一角に根拠を据えて頑守し来たのは、随分馬鹿げた話」である。これまで「意志」は、「通俗的に忍抑の生活」あるいは「感情生活の敵手」であるとされてきたが、それは、「偏務的に感情生活を否定せんとした固陋な思想の結果」であると理性と感性の分裂を批判する一方、「意志生活は畢竟慾望満足の生活でなければならぬ。ただ其れの本能生活と異なる處は、持続性と価値的自覚とを有する点に於てである」と両者が統一されるべきことを主張した。彼は、この立場から従来の体育における禁欲主義的傾向を批判したのである。

「我国の体育は明治維新以後50幾年の歳月を閲して居るけれども、未だ舊態依然として封建時代の甲冑に堅められて居る。体育の方法及至形式は其時々之の指導者により、或は独逸式、或は瑞典式と幾度変遷を繰返して居るけれども、国民そのものの体育思想は相変わらず、チョンマゲ式である。

彼等のなすところを見れば、極端なる清教徒流か、若くは『勝った方がいい』主義の外に何物もない。」

こう批判した小野は、「真の国民体育はデモクラチックにして鍛練主義的でなければならぬ」と鍛練を強調したのであるが、彼の意味する鍛練とは個性発展のために「動機と結果とを一貫する」ところの「過程主義」であり、「舊式な忍抑生活の事でない、型を示して、それに適應せしめんとする範疇主義の教育でない、而してその鍛練の効果にのみ腐心する功利主義的見解でもない」とした。

「私は意志そのもの、動念そのものの原型たる衝動をば、最も天真に卒直に育成する方途に於いて、我が体育は具案的になさるべきものでその方法論に於いては、あくまでも鍛練的にその目的論に於いては、何処までも過程主義でなければならぬ。」

そして、小野は、「思ふに単なる手足の運動によって因果的に筋骨の發達を来すものであると考へるものの機械的な仕事が体育であるかの如く、見なされている過去の謬見」がなお支配的であると批判するとともに、「体育は徒らなる忍抑の生活ではない。従来よりもっともっと自由奔放なるものでなければならぬ」と主張したのである。

また、大西要は、「小学校の体育」¹⁷⁾（大正15年）のなかで子どもの生活を無視した画一的な体育の現実を厳しく批判した。彼は、「小学校体育の現状が形としての完備されない体操、流行的の傾向」をもち、しかも、「学校のために、教師のために体育を手段視するは己に過去の笑ひ草である。毎日午後の5時6時まで児童を残して、体操の練習をして、十分の用意が出来上った上で、やれ公開授業だの、それ批評教授研究だのと騒いでいる」が、それこそまさに「児童の人格を教師学級のために踏みにじった圧迫的教育法である」と教育現場における形式主義に批判を加えた。

彼は、小学校における体育は本来、子どもの理性、情動を包括した「全体性と児童性」のもとにおしすすめられるべきであるとし、この立場から従来の体育が「あまりにも児童の生活を無視し」ており、「あまりに児童化されていない」と批判するとともに、体育内容、方法における科学主義的誤りを指摘している。

「現在の小学校体操のそれがあまりに生理解剖的に組織されたる結果、あまりに知的に走りつつあると同時に、又あまりに部分的要求のみに終始して特殊的」になりすぎている。「取扱が解剖生理的になったことがどれほど体育の内容を充実せしめたか、それは誠に尊いものであるが、唯それらを見童体育なりとするは早計の諦りを免れないだろう。」

そして、大西は、「遊戯が自由快活の精神から自由快感美、美的觀念なり、又は団体的動作、服従なりの美德を養う」ことを目的とするならば、「ルールは教へられるべきではなく、児童によって創

作されるべき」であり、「青空に一つのボールを望む感情の流れもなければならぬ、静的に動的に、さては自己の号令によって自己の支配してゆくところの構案と努力がなければならない。教師児童と名付ける以前のあこがれや、血も涙もなければならぬのである」と主張した。

体育における教授＝学習過程は、単なる身体の物理的＝化学的過程に還元することはできず、身体（子ども）—対象（教材）の相互過程によって喚起される仮像、想像あるいは構想力といった情動的な世界に感応するところに体育の本質的な性格がある。したがって、教授＝学習過程における純粋な科学化と個別化の原理は、もともと「科学」と云われるものが人間の等質化もしくは非性化において成り立つことから、究極的にはその矛盾をさけることはできない。小野、大西等による批判は、体育のもつ感性的世界を全面的に承認し、そうした矛盾を突いたことにおいて単に非合理主義、反科学主義として看過することのできない視点を提起していた。

この批判的立場に立ち、体育の「学」的構想に反映させようとしたのが蘆田正吾であった。

彼は、「体育学の建設と哲学的示唆」¹⁸（大正15年）において「けだし人間は強き動物たることを要し、かくして始めて生物界の適者として共生共存を完うすることを得るのである。優勝劣敗、適者生存の原理は、文化の進歩如何を問はず、如何なる時代についても、これを肯定する事が可能である。かくてこそ体育は人類共通の要求として必然性を持つに至るであらう」と社会ダーウイニズムの限界に留りながらも、「現代体育なる名辞に値する概念は『人』にまでの教養を意味し、それと同時に『個性』の拡充であらねばならぬ。而も此處に云ふ『人にまで』なる語と『個性』なる語とは完全に『同時』にといふ接語によって統合せられるべきことを要求する。換言すればこの概念は『自我』の返照 Aushang であることを条件とする」と個性の拡充を基本理念とすべきことを強調するとともに、体育における生物学主義を次のように批判した。

「近世精神に育まれた『正にあるべき体育』の即ち体育学の樹立は生物学的基礎に鼓舞せられることの実に多いものであったが、既に云った様に体育は『人にまで』の教養を意味すると同時に、『個性』の拡充を要求する以上、体育の指導原理は生物学のみに委すべきではない。」

そして、蘆田は、「体育事実は偶然的な感性的世界に属する」と規定し、体育学は、この感性的世界を対象とした総合科学的な性格をもつものであることを示唆した。

(5) 「合理的体操」論と自動主義

大正6年頃から九州帝大の桜井恒次郎、今井学治、石丸節夫、小森耕之助等によって伝統的な形式化したスエーデン体操が批判されていった。

彼等は、「自動」、「興味」、「個性」といった方法理念から旧来の体操を科学的、合理的に再編すべきであるとして「合理的体操」を唱導したのであった。桜井等の体操論は、「学校体操教材の学理的解説」(大正12年)、「合理的体操学」(大正13年)、「桜井博士体操講演集」(大正13年)として公刊された。

当時欧米では、いわゆる身体運動の自然主義的要素に対応した自然体操 (natürlich Turnen) に向って転換しつつあったが、桜井等によって提唱された合理的体操は、従来の画一化した体育の教授方法に対する批判の上に成り立っていた。

「一般国民の必ず受くべき普通教育に於て主要部分を占むる体操科の教授にありて、運動の要領を理解せずして、唯模倣的に、盲目的に無暗に運動をしたり、させたりして、児童・生徒の心身の状況に適合せしむべきことを忘れ、目的とすべき生活能率の不斷の向上発達に対しては直接的に考慮せられず、唯体操科の為の運動となって居る観がある。」¹⁹

「従来の如く、それぞれ特殊の体質や体力を有する児童・生徒に対して、画一的、号令的にする体育は、充分の効果を取め得ざるばかりでなく、大なる不合理と云はねばならぬ。」²⁰

桜井等は、さらに最も形式的教授が支配している体操教材と教授法について「従来体操は興味を喚起せしむるに困難を感じたるは事実なり。而も拙劣なる教授と窮屈なる教材とは児童の天性を束縛し自由快活の気分を抑圧せる」²¹のものであると批判するとともに、「興味」、「個性」の原理によって改造すべきことを主張したのである。

「余は体操其のものに興味を起さしめ、児童をして体操を愛好せしめ、熱心に従来するの結果として身心に好影響を興ふると共に愉快を感じしむる事に於て興味を惹起せしめ得べきを信じ、幼年の児童には遊戯其他快活なる教材を実施せしむる」²²必要がある。

「個性に応じた体育、これは決して特殊の体育ではない。体育の本質であるべきであって、それが今日取り立てて唱道せられるのは、畢竟従来の体育の画一的であったことを裏書きするものである。」²³

これらの批判のもとに、彼等は、「従来行はれたるが如き学問的背景の濃厚ならざる運動を、盲目的に、受動的に、命令的に、強制的に唯無暗天鰐に行つた處で、それは眞の体育としての価値があまりに貧弱である。— 中略 — 吾人は假令一挙一投足と雖も、其處に学理的根柢のあるものを、自動的に、自主的に、自発的に実施してこそ初めて体育の意義がある」²⁴と教材の科学化と自動主義の結合を強調したのである。

この観点から桜井等は、(1)基本体操に対する解剖学、(2)運動に関する生理学、(3)運動に関する心理学、(4)運動に関する物理学、(5)体育に関する衛生学等による科学的分析を行うべきであると提唱すると同時に、体育の改善すべき事項として次の点をあげている。

(1)教師自身の修養、(2)教材の精選（教材の系統整理、簡単容易主義の採用、競争的遊戯の活用）、(3)父兄の協力、(4)有効なる器械体操用具の完備と活用、(5)服装の改善、(5)体育衛生の顧慮、(7)体格検査の活用、

桜井等が主唱したこの合理的体操論は、自動主義、個別主義を方法原理とし、子どもの発育・発達あるいは興味に対応した教材の精選と系統化が科学的根柢にもとづいて行われるべきことを要求する、極めて近代的な体育思想を提示したのであるが、桜井等にあつても結局は壮丁体位の低下に起因する天皇制国家の危機的状況の回避とそのための「体力」形成という限界を越ええなかった。

「皇威」の高揚、「国権の伸長」という観点から体育における自動主義、個別主義そして科学化が主張されたのであり、明らかに高島、永井の思想的系譜をひくものであつた。

「東亜の形勢日に非にして日本人の實力養成焦眉の急に迫れるの時、其根底たる体育の振興に想到す。而して国民の大多数は此実情を知らず嗚呼危い哉日本。余は現状を称して体育の危機となす。

願くは国民悉く体育の必要を覺り、之を奨励し、健全なる実行によりて、其体力の増進を図らん事を希望してやまず。」²⁵

(6) 川口英明の「生活即体育」と自動主義

この合理的体操論とともに、自動主義体育を主唱し、自ら実践を展開したのが奈良女高師付小の川口英明であつた。川口は、木下竹治の自律的、自治的学習論の思想的影響のもとに「体育学習の実際」(大正14年)を著し、「独自学習」を主体とした自由主義的な体育を提起したのであつた。

彼は、「学校ニ於ケル体育ハ主トシテ体操科ノ教授ニ俊ツ」とする学校体操教授要目の規定は、「体操」をもって「体育」であるかのように理解されがちであると批判するとともに、旧来の体育には

(1)教師のための体育教授、(2)器械、設備にたよってきた「設備の体育教授」、(3)講習会の内容をそのまま「自分が受講したと同様に児童を取扱ひ、甚だしきは講師の号令から態度に至るまで一致」²⁷させたような「講習体操教授」、(4)技術中心の体育教授、(5)放任主義的な体育教授が支配していると指摘している。

「定められた体育の時間が来ると運動服に身を固め運動場の中央に位置して『集レ』と一令の下に集合させ整頓番号教練と型の如く進み、各運動模範説明と一々要領を示し強きも弱きも児童、生徒に注意することは更になく、元気々と励ますはよいが玉石混合、はや疲れきった子供も居るが教師の威圧に恐れてついていく。やっと嬉しい遊戯じやと喜ぶは束の間、終りをつぐる鐘がなる。

何の事だ一時間あちこち引き廻されて終った。やれやれ体育の時間がすんだ、今日は叱られずにすんだ、と子供はほっと吐息する。教師は汗しつくり、声は乱れて咽喉に痛みを覚えるが先づ予定の教授案を全部なし終ることが出来た、先づ安心。

これを教師のための体育教授と言はず何と言はふ。命令式、又は注入式もこれに類する。尚画一式、読書式と言ふもこの類である。」²⁸

さらに、川口は、画一的教授を具体的に批判したのである。

「教師が案をたて一々注意して教授すると云ふ教育は早や19世紀の遺物」²⁹であり、「自由に自然に平等に伸びんとする獨創性、創造性を有する児童は、体育学習にも個性に応じた体育法を取らねばならない様に教へる。— 中略 — 又児童は単に体格、体質、体力等に差異を有するばかりでなく、家庭の職業、家庭の位置(周囲)、通学距離、栄養、睡眠等の外圍の状況に依りてその日、その日の体育条件を異にするものであるから、如何なる方面から考へて見ても一斉的学習が合理的でないことが明かである。」³⁰

形式主義的な教授に対し、こうした批判を加えた川口にとって体育の教授=学習過程は、自律的、個性的でなければならなかった。

「他律的の教授が自律的の学習となって、総ての学習が児童本位となり、児童は自由に快活に、根強く、真剣に、自分の学習を伸展していく様に願はねばならなくなった。— 中略 — 殊に体育の本質が、自分で自分の体を育てていくと言ふことである以上、従来のような教師の命令に依り、一斉に画一に行ふと言ふこと許りでは、その目的を達することが出来ない。寧ろ各児童が個性を異にする様に、個別的であり、自律的であらねばならぬといふことの本質に、まづ目覚めねばならぬ。」³¹

ところで、こう主張する川口は、体育の本質をどう捉えたのであろうか。彼は、体育を「有為的無意的の状態に於て身体(身体と精神とを一元的に見たる)の諸機能を向上發達せしむること」³²であると規定し、また、「生活即教育であるから体育生活即体育学習である。そして体育の本質は独自学習でならねばならぬ。学校に於ける体育学習は児童の体育生活の一部分であつて、家庭に於ける体育生活がその大半を占むるものである。併し学校の体育学習は学校生活より来る不健康の予防と、その矯正の任に当り、社会的団体訓練の機会を興へると同時に体育研究法の実演の場所であるから、家庭にて行ふことの出来ない種々の体育設備を利用することが出来る」³³と、いわゆる「生活体育」を提唱したのである。

彼は、この「生活即体育」の学習過程の中核に「独自学習」をすえたのであるが、その「独自学習」の教育的意義については次のように述べている。

「従来教師は児童の程度、教材の難易、季節の寒暑等を参酌して体操教授案を作製し、そしてそれに依つて教授を進めた。勿論現在とともこれで結構である。しかし従来より以上、児童の自律的

学習を尊重し、個性に応じたる合理的体育を施さんとするには、児童の理解に訴へ、児童の研究に倦たねばならぬ。始めから子供は不完全なものと、定めてかかる程危険なものはなく、非教育的な事はない。子供は子供相応に出来るものである。³⁴

この観点から彼は、(1)個性に応ずる体育、(2)自律、自動的体育を実体化するために「学級組織」を教授＝学習過程の基本的な学習集団として位置づけ、分団式学習を展開したのである。より具体的には、発育、発達、年齢、性別のほかに遊戯、競技の種目および性格、通学距離、跳躍、懸垂等の条件にもとづいて「分団」を編成し、リーダーを中心に子ども自らが「学習計画案」を立案し、独自の、自立的に学習をおしすすめたのであった。彼は、次のように述べている。

「体育学習が個性を尊重し、個性に準じて行はれる様になれば、自らの自発的に行はるる様になるものである。多くの学習教材の中から自分の身体に相応しい材料を選び、回数や時間を定めて実行する。不審や疑問が起れば質問する。自ら立案した学習案に対しては責任と熱心とを以て遂行する。要領は鏡に向って矯正する、或は仲間や教師に相談する。教師は仲間となって運動して其間に示範となる。此間少しの余裕もない。従って活気があり沈滞がない。それで無駄な時間がない。自発的、自律にならざるを得ない。³⁵

ここには、独自学習 — 相互学習の発展過程を追求した木下の学習理論が反映されており、川口は、体育学習の集団化を期待するとともに、この「自律学習」を中核とした分団式学習は、今日のグループ学習論を構想しようとしたものであった。

(7) 体育の「民衆化」論

自由主義体育思想に特徴的な自動主義体育論は、川口の理論に象徴されるようにおおむね「生活即体育」という、いわゆる生活体育をその理念としていたが、この大正10年に体育の「民衆化」問題が集中的に論じられることになったのである。

この民衆化論は、新中間層の台頭を背景としたスポーツの相対的な大衆化現象と労働時間短縮への世界的な傾向を社会的条件として成立したが、少くとも体育問題が「教科」の枠を越え、民衆化、社会化といった観点から問題とされるに至ったことは注目されてよい。

ところで、社会体育が歴史的、現実的意味をおびて政策領域に登場して来るのは大逆事件（明治43年）以後のことである。したがって、この社会体育政策は、思想対策としての性格を色濃くしていた。大正期における民主主義運動、労働運動の高揚するなかでドイツの「Jung Deutschland⁶」を模倣し、田中義一によって組織された地方青年団あるいは在郷軍人会等の教化組織を媒体としながら内務省の民力涵養訓令（大正8年）に象徴されるように、中央集力による国民思想の善導と国体観念の造成手段および国民体力の総体的な管理体制とその強化策として実施されていった。⁷そして、この政策過程は、内務官僚を中心とした地方改良運動、即ち、地方行政の中央集権化の過程と全く無縁ではありえなかったのである。

ここで、「民衆化」論がそうした政策状況とどう対置しようとしたのかが問題になってくるが、まず、民衆化論の主なものをみてみたい。

藤井仁作は、「将来に期待する体育界³⁶」（大正10年）において「体育の究極的理想は人を作る教育の一手段」であり、「人間生活現象（生活能率）の常的向上発達」にあるとし、民衆化問題について次のように論じている。

「学校体育中の主体は体操にある。この体操は生徒児童の学校生活中にのみ止るべきではない。これを基礎的に将来に亘り社会化、民衆化して国民体操の普及に努めねばならぬ。体育の修養も

知徳と等しく人生畢生の修養である学校体育も、此の意味で社会化民衆化まで進展せなければ徹底せぬ。故に都会地等には体育館の必要もあれば公園等の公設場所には体育的設備の完備が体育向上国連発展上の一要件である。」

また、日比野寛は、体育を民衆化、「国民化」し、「体育運動を以て万人の身神保護の最良法として普通に均等に行はしめること」が「運動のデモクラシー」³⁷であると主張したのであるが、この体育の民衆化を「文明の弊」からの脱却、「余暇の善用」という観点から論じたのが大谷武一であった。

彼は、「民衆体育」の目的は「運動競技によって社会の人々の健康を保護し、増進することである。近代の所謂文明生活が、人々の健康を如何に破壊しつつあるかといふことは、何人も疑はぬところの事実である。識者は『文明への捷徑は、身体的墮落への近路である』と叫んでいる程で、文明生活に対する謬見は文化生活の基調をなす健康への努力を忘れしめる。— 中略 — それに今日では余暇の利用といふことは、最も重要な社会問題である。今日頻々と起る罪悪は、経済上の圧迫より、この余暇の悪用されることから起る場合が多いのである。運動競技は容易に解せられるであらう。

実際今日人々の欲求するところのものは、活動的な娯楽である。積極的な慰安である。」³⁸

さらに、安川伊三は、「民衆体育の揺籃としての学校体育」³⁹（大正13年）のなかで民衆体育を育成することが学校体育の課題であり、体育を民衆化するためには「運動に対する理論と興味」を教える必要があるとして次のように述べている。

「学校体育はそれ自身目的を有すると共に、他方民衆体育の揺籃であらねばならぬ。即ち、児童・生徒の心身の鍛練をなすと共に、将来彼等が学窓を去って後も、運動を継続し得る様にスポーツに楽しむ習慣と、これを理解する知識及び愛好心を涵養しなければならぬ。これには従来如く実地に依って心身を鍛練するのみならず、体操に対する平易なる理論及びゲームスに対する簡易なる知識を与へ、正しき方法を理解せしめなければならぬ。又実地時間に於ては自治的に練習する様補導すると共に、放課の時間等には出来る限り個人的に親切に指導しなければならぬ。」

これらの民衆体育論は、昭和初期の「無産階級体育」⁸論へと発展していくことになるが、その一般的な特徴は、大谷武一の発想にうかがわれるように近代文明に対する農本主義的な嫌悪感に支えられていると同時に、「国家社会及至は種族の立場から云えば、— 中略 — 須らく種族的、国家的に特長ある身体をよいとすのみならず進んでは他の人種、他の国民を圧倒するの体格を作る」⁴⁰べく「戦後此の好機を逸せず一旦覚醒と発達を計り国家社会に貢献し国史の上に大正聖代体育興隆の貢を採りたい」⁴¹という体力を媒介とした国家主義を発想の基盤としていた。この発想は、社会体育政策の論理と矛盾するものではなく、体力と国体観念とは予定調和的に統一されていたのである。

4. ファシズム体育の成立と自由主義体育思想の終焉

(1) 「思想」問題の成立と体育のファシズム化政策

大正末期に顕著な体育の軍事化政策は、昭和に入り次第にファシズム化の過程を辿っていった。

日露戦争によって帝国主義を確立した日本資本主義は、第一次大戦後の反動恐慌、震災恐慌に続いて昭和2年に金融恐慌そして、昭和4年には国際的な恐慌に直面し、農村に破局的な農業恐慌をもたらした。昭和2年3月に成立した田中政友会内閣は、この国内の危機的状況の解決を海外、特に中国大陸に求め、英米の先を越して中国市場を掌中におさめるべく「対支政策綱領」を発表し、中国、なかでも満州支配に向って動き始めた。

この侵略政策をより合理的、積極的に推し進めるためには、国内における労働運動、社会主義運動に対する抑止と同時に、侵略に対する自発的な「忠誠」が要求されていった。田中は、全般的な政治の中央集権化の傾向を反省し、昭和2年5月に教育政策の基本方向を「従来の態度を改め地方分権の方針に転換することが、最も肝要なり」⁴²と教育の地方分権化、画一化の打破、實際化を明らかにしたのであるが、その本意は、そうした現実に対処し、帝国主義的進出に対応した実質的な人材開発と国家意識の形成にあったのである。この政策理念は、三士文相と交替した水野練太郎文相においても基本的に変るものではなかった。そして、満州をめぐる抗争を背景に、中国支配を国民的合意のもとに遂行する必要から思想善導がより一層強調されるとともに、思想対策が積極的に実施されていった。体育は、そうした思想対策の手段として政策の前面に推し出されるとともに、他方では帝国主義的進出に見合った体力形成の合理化政策が展開されていった。昭和3年5月に水野文相の後をうけて就任した勝田主計は、同年6月の地方長官会議において学生、生徒が我が国の建国の由来を体得せしめ、確固不拔の国民精神を涵養せしめると同時に、「思想善導の上に体育の奨励は極めて有効なる手段であると認めます」⁴³と述べ、思想善導策として体育に政策的比重をかけることを表明した。また、田中首相自らも次のように強調している。

「本邦人と欧米人の体力を比較してみると、尠からざる遜色を免れないのであります。又我国としては近年著しく普及致したとは申しますが、平素克く運動を実行して心身の修練に努めて居るものの実数を比較致しますれば、遠く彼に及ばないと言ふ実情にあります。殊に目下国民の思想状態を顧みその醇化を図る点から考へましても、体育運動の堅実なる発達を促すことは極めて緊要なることを認めるのであります。」⁴⁴

この「思想」と「体力」の合理的な管理策は、体育課の設置（昭和3年5月）あるいは体育運動審議会の設置（昭和4年11月）によって制度化されていった。体育運動審議会は、文相を会長とし、学識経験者40名をもって構成され、以後の「国民精神ノ振作」と「国民本位ノ向上」に関する政策の基本方向が同審議会によって決定されていった。たとえば、昭和5年7月の第2回審議会では諮問事項「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件」が審議され、思想問題に対する体育の重要性が指摘されている。他方、この審議会と併行して体操指導監督者協議会（大正15年設置）は、体育運動主事会議として再編され、この政策的意図を教育現場に定着させる媒介的な機能を果していった。

このように、わが国体育の近代化の過程において特徴的なことは、体育が日本資本主義の全般的な危機的状況を背景に「思想」と「体力」の両管理機能としての性格を絶えず政策的に規定されてきたことである。そして、この政策理念は、臨時教育会議によって明確化され、大正末期から昭和初期にかけての総体的なファシズム化過程において名実ともに確認されるのである。

（2）自由教育運動の挫折と自由主義体育実践

大正10年代に大きな発展をみせた自由教育運動も「思想」問題の成立とともに、国家権力による干渉の対象となっていった。自由教育運動に対する権力的な干渉が組織的に展開されるのは、治安維持法が成立する前年の大正13年頃からであるが、それ以前にもすでに手塚岸衛の講習会を県当局が禁止した「茨城県自由教育禁止事件」⁹（大正10年）、また、一切衝動皆満足を主唱した千葉命告に対する干渉などがあげられる。この弾圧は、岡田良平が文相に就任してからより組織的、系統的に行われるようになった。「川井訓導事件」⁹（大正13年）をはじめ千葉師範付小に対する弾圧によって自由教育運動は、自らの限界と可能性を模索する段階を迎えつつあった。¹⁰

昭和初期における体育のファシズム化政策と自由教育運動に対する権力的干渉がすすむなかで自

由主義体育は、一定の実践をとめないながら展開されていった。大正14年に「体育学習の実際」を著した川口英明は、昭和3年に「児童の体育学習」を、また、昭和4年から6年にかけて「学習指導案」を公刊して自学主義にもとづく学習理論を主張した。この同じ時期に神奈川県古浜小学校訓導の岩本次郎が自動主義、個別主義にもとづいた実践を「児童の体力と自覚に基づける個別体育指導の実際」⁴⁵として発表している。彼は、当時の自由教育の様相を次のように伝えている。

「軌近教育の進歩発達に伴って教育学に於る諸説は雨後の筍のやうに唱へられて来た。曰く自由教育曰く動教育曰く創造教育曰く芸術教育曰く自学自習教育曰く体験教育曰く『ダルトン案』『プロジェクトメソッド』其の他枚挙に暇のない程であつて、さながら群雄割拠の觀を呈している。— 中略 — 一方本屋の店頭に立てば何々学習何々自習書等児童の学習書が山間避地の書店に於ても店頭の大部分を飾っているといふ盛況で、その参考書の選択に困るといふ有様。此の如く他教育に於ては新思潮によって旭日昇天の勢ひを以て指導法が論ぜられている。」

この新教育運動の隆盛に反して「体操科の個別指導の意見の挙げられているのを観ない」と同時に、たとえ問題にされても具体性に欠けており、「他教科の指導より劣るとも優秀ならず」といった実情であると批判している。

岩本は、「教育は個性に始まり個性に終る」べきものであり、「人は一人々々異なる個性を持っている。

其の異なつた個性が総ての基礎となるものであるから、教育の始りもこの異なる個性を基としなければならぬ」と個別主義を主張したのである。

彼は、体育を「人生最大幸福の根本は体力に立脚した身体の練磨に始まる」と捉え、個別主義の観点から個々の児童の実態を「体力調査」によって把握しようとしたが、その個別学習の意義について「体操科の実際の指導に当り、其の運動に対する得意、不得意が表われ、そこに個人として又級として一貫した癖を発見することができる。つまり運動に対する身体的個性が表わされる」のであり、それによって身体の異常や過去の指導法を改善することができる」と指摘したのである。そして、岩本は、児童の「自覚」を促すために学習書をもとに子ども達の立案した学習計画に応じて分団学習による個別主義体育を実践したのである。

この岩本の実践は、指摘するまでもなく及川平治の「分団式動的教育法」、木下竹治、川口英明の「独自学習」論の立場に立つものであった。

また、東京市三河台小学校の中島磯は、班別指導による実践を試みている。彼は、「体育指導を完全ならしむるには、各個人の体力適応の方法に據らねばならぬ事は云ふまでもない。然れ共之が実施の上に常に伴ふ指導上の煩雜と真にその労力の結果とを考へる時に此の問題が如何に重大にして、而し困難であるかを思わせるものである」⁴⁶と班別指導の重要性を指摘したが、中島は、具体的には2学級90名の児童を第1班強壯児、第2班普通健康児、第3班虚弱児に「生理解剖学」と「医学的觀察」によって編成し、体力に応じた指導を行ったのである。彼の班別指導は、あくまでも体力の合理的形成という観点から捉えられており、同質の学習集団が考えられていた。その他、九州の第7大牟田小学校でも教師の指導計画に従つて児童自らが学習案を作成し、分団学習が実践されていた。

一方、これら個別主義にもとづく実践を背景に体育論においても自動主義、個別主義が強調されていった。大谷武一は、「教育体操」(昭和3年)のなかで身体の均齊的発達、健康の保護増進、機敏で耐久的な動作の発達を促すことが教育体操の目的であると規定し、その体操の指導について「体操の指導は一般に一斉指導によつてゐるが、時々練習者に自習を命じ、彼等の自由活動に任せる」⁴⁷こ

とによって運動教材の要領を自ら理解させるべきであることを指摘するとともに、班別指導も必要であり、また、子どもの「心持」になって「彼等の間に旺盛な想像力に訴へ、それによって体操に興味を感得させるように指導する必要がある⁴⁹」と述べている。二宮文右衛門も「体育指導原論」(昭和7年)において体操教授の画一主義を批判するとともに、自動主義の重要性を次のように指摘している。

「体操は合理的でなくてはならぬ。正しく行はれなくてはならない。然し厳格に過ぎる時は児童生徒の心理状態を無視することになる。体の角度にせよ方向にせよ分度器で計った様な正確さを要求することは決して真の意味の正しい教授ではない。体操は決して徹頭徹尾鍛練的な圧迫的な形式をとる事を得策としない。鍛練的な指導を時に必要とするが夫さへも生徒の自発的な努力によって行はなくてはならないものである。⁴⁹」

また、藤村とよは、「運動は栄養衛生と共に児童の身体の発育を助長し、身体生活を向上せしむるのである」が、「体育は精神的作用の基礎として常に知育、徳育と関連連し、相一致して進まなければならない。殊に運動は自動的自発的行動なる点に於て深く徳性の涵養と相俊ち、相助けて進まなければならない⁵⁰」と述べ、さらに「真の興味を喚起し、総ての運動に対する自発活動性⁵¹を伴わなければならないとしたのである。

こうして体育における自動主義、個別主義といった方法理念は、昭和初期にほぼ定着していったとみることができるが、自由教育運動が国家権力による弾圧を前に挫折していったのに対し、自由主義体育思想は、何らの権力的干渉に直面することもないまま、昭和5年前後を境に自然消滅的に途絶していった。

ま と め

大正デモクラシーと自由教育運動を背景に興隆した、いわゆる大正自由主義体育思想は、その成立と展開の過程において自動主義、個別主義といった近代教育の理念にもとづき子どもの発育・発達を生理学、解剖学等の自然科学的研究によって明らかにすべきことを提起し、この立場から合理的な体育の内容、方法を確立すべく改造運動が展開された。この運動は、それまでの非科学的、形式主義的あるいは画一主義的な教授法と体操教材中心の内容が支配する伝統的な体育から子どもを解放するうえで大きな役割を果したのである。

しかし、こうした歴史的な意味をもちながらもこの自由主義体育思想は、明治30年代以降樋口勘次郎、谷本富、高島平三郎等によって提唱された帝国主義的体育論を思想的源流とし、その限界を克服しえなかった。永井道明、桜井恒次郎等の思想に明らかのように、第一次大戦前後の天皇制体制の全般的危機を背景に社会ダーウイニズムを思想的原質とし、国家主義的観点からの「体力」形成という理論に貫かれていた。その結果、学校体操教授要目に規定された「体力」の陶冶という国家目的に対する検討は、不問に付され、所与として絶対化され、目的そのものが捨象されてしまうことになった。自動主義、個別主義といった近代教育理念も実体化されることなく、あくまでも軍事的、産業的体力の再生産をより効率的に、より合理的に遂行するという立場から要求されたのであり、方法主義、操作主義の限界を越えるものではなかった。そして、体育の自然科学化は、確かに形式主義から子どもを解放しえたが、他面、「個性」をも体格、体質といった体力の要素に矮小化し、子どもを点と線に分断する科学主義に埋没することになったのである。このことは、「科学」と云

われるものが国家目的に従属するとともに、同時に実用主義的であったというわが国近代科学の体質と無関係ではありえなかった。

総体としての自由主義体育思想に内在するこれらの思想的傾向は、自由化政策と軍事化政策が錯綜する大正期の政策理念と根本的に対立することはなく、体育を規定し続けてきた軍事化、兵営化政策に対するリベラルな批判的精神をもついに身につけることはなかった。そのため、ファシズム政策への移行とともに自由主義体育思想は、権力的干渉の対象として意識されることなく、また、思想的葛藤も苦悩もないままファシズム体育思想へと同化していったのである。

ところで、この大正自由主義体育思想は、戦後における体育思想史の過程にとっていかなる意味をもってくるのであろうか。敗戦直後の昭和20年～22年にかけて、いわゆる「新体育」が構想され、昭和23年以後の生活体育論へと発展していくが、この構想の段階においてこの自由主義体育思想が検討された形跡はなく、もっぱら1920年～30年代におけるアメリカの新体育論の移入に奔走するという問題を残している。そして、昭和30年代以降何らの思想的確認もなく「体力形成」という目的に短絡してしまっている。今日、学習指導要領の国家的拘束性を背景に教科目的と教科の成立基盤である文化領域および教科内容は切断され、「体力」概念の純粋な科学化によって教授—学習過程においては画一化と形式化が浸透しつつある。そうした状況の下でたとえ「創造」的、「主体」的学習が提起されたとしても、体育は、「体力づくり」に関する自然科学的手法の伝達機能と化し、子どもは、単なるその手法の消極的、非主体的な再生産の対象としての地位におかれざるをえない。大正自由主義体育思想の限界は、まさに、そうした矛盾を示唆していると云ってよい。

引用文献

- 1) 「教育時論」大正13年3月5日, 第1394号, p.26, (海老原治善「続現代日本教育政策史」三一書房, 昭和42年, p.78所収)
- 2) 「教育週報」大正14年8月29日, 第15号, (海老原, 前掲書, p.96所収)
- 3) 海後勝雄, 広岡亮蔵「近代教育史Ⅱ」誠文新光社, 1953, p.392所収
- 4) 大正14年3月選任された現役将校を召集して開催された準備会議での挨拶。(真行寺朗生「近代日本体育史」浅見文林堂, 昭和10年, p.496所収)
- 5) 「教育時論」大正13年12月5日, 第1421号, p.39, (海老原, 前掲書, p.98所収)
- 6) 「教育時論」大正13年10月25日, 第1417号, p.30, (海老原, 前掲書, p.98～99所収)
- 7) 「自由教育真義」p.41, (中野光「大正自由教育の研究」黎明書房, 昭和42年, p.165所収)
- 8) 同書, p.41, (中野, 前掲書, p.165所収)
- 9) 同書, p.26, (中野, 前掲書, p.166所収)
- 10) 同書, p.26～27, (中野, 前掲書, p.166所収) 傍点引用者
- 11) 中野, 前掲書, p.164, 討議の過程については, 同書, p.163を参照されたい。
- 12) 木下, 同書, 目黒書店, p.2, 傍点引用者
- 13) 同書, p.461
- 14) 同書, p.239
- 15) 同書, p.255～256, 傍点引用者

- 16) (一)「体育研究」大正10年, 第29号, p.13~20, (二)同誌, 大正10年, 第31号, p.2~8, (三)同誌, 大正10年, 第31号, p.13~16, (四)同誌, 大正10年, 第35号, p.12~15
- 17) 「体育と競技」大正15年10月号, p.14~22
- 18) 「体育と競技」大正15年1月号, p.4~10
- 19) 石丸節夫, 小森耕之助「学校体操教材の学理的解説」都村有為堂, 序, p.2
- 20) 同書, p.5
- 21) 今井学治「合理的体操学」広文堂書店, p.16
- 22) 同書, p.16
- 23) 石丸, 小森, 前掲書, 序, p.2 9
- 24) 同書, 序, p.8
- 25) 今井, 前掲書, p.6
- 26) 石丸節夫編「桜井博士体操講演集」都村有為堂, 序, p.1
- 27) 同書, 東洋図書, p.77
- 28) 同書, p.72~73
- 29) 同書, p.82
- 30) 同書, p.83~84
- 31) 同書, 序, p.1~2
- 32) 同書, p.5
- 33) 同書, p.184~185
- 34) 同書, p.170
- 35) 同書, p.86
- 36) 「体育研究」大正10年, 第33号, p.13, 傍点引用者
- 37) 「体育と競技」大正13年2月号, p.4~6, 「運動のデモクラシー」
- 38) 「体育の諸問題」目黒書店, 大正13年, p.280
- 39) 「体育と競技」大正13年3月号, p.10~14
- 40) 「体育研究」大正10年, 第30号, p.15, 「我国の社会体育を論ず」匿名論文
- 41) 藤井仁作, 前掲論文, p.15
- 42) 「教育時論」昭和2年5月5日, 第1508号, p.3, (海老原, 前掲書, p.108所収)
- 43) 「教育時論」昭和3年6月25日, 第1549号, p.6, (海老原, 前掲書, p.117所収)
- 44) 第1回会議での挨拶。「体育と競技」昭和5年3月号, p.104
- 45) 「体育と競技」昭和3年9月号, p.94~97.
- 46) 「体育と競技」昭和3年11月号, p.97, 「我が校に於ける班別指導の実際」
- 47) 同書, 目黒書店, p.142
- 48) 同書, p.146
- 49) 同書, 目黒書店, p.52
- 50) 「学校体育論」一成社, 昭和5年, p.161
- 51) 同書, p.183

注

1. 自由教育の旗印であった中橋文相もロシア革命の影響を恐れ、すでに大正9年に次のように訓令している。
「極端ナ思想が、海外カラ流入シテ来ル恐レガアルガ、尚モ之ニ惑ハサレテ、其ノ帰嚮ヲ誤ル様ナコトガアツテハ、国家ノ為、由々シキ大事デアル。国民ハ深く茲ニ留意シテ、健全ナ思想ヲ涵養シ、愈々我が国体ノ精華ヲ發揮スル様ニ、心懸ケネバナラス。」(井野川潔、川合章編「日本教育運動史Ⅰ」三一書房、昭和35年、p.91～92所収)
2. この軍教実施について野口源三郎は、「軍事教育に直面せる体育教師の態度」のなかで「教育の理想から観ては反対である」が、「今やスポーツを教育的に導く優良指導者少なく、為めに徳育訓練上の効果を収むること尠なく、然も其の応急の良法確立し得ざるの際、陸軍が選抜する優良な将校を各学校に配属せしめ、体育の効果を促進せんとするは、体育実施力を増大する点に於て有意義なこと」であり、「研究的な従来の体育教官が共に提携して学校体育の実を挙ぐるに格好の伴侶となるであろう」と述べている。(「体育と競技」大正13年2月号、p.13～17) 体育発展の好機とする認識が一般的であったが、当時、軍教批判を期待することは困難であったか。
3. たとえば、奈良女高師付小の合科教育を実践した学校には、高知市、別府市の全小学校、福岡、宮崎の小学校など全国で122校に達したとされている。また、ダルトン・プランは、福井県三国南小学校、熊本第一高女、岩手県大迫小学校、岡山県倉敷小学校、大牟田市の各小学校、さらに、東京では富士、横川、浅草、滝野川、富士見の各小学校で合科教育、動的教育などの新教育が実践されている。これらの各小学校で自由主義的な体育が実践されていたことは推測される。「鳥取市教育百年史」によれば県下において鳥取師範付小、修立小学校、醇風小学校、美保小学校、成徳小学校等で自学主義的な自由教育が行われ、大正11年には成徳小学校で自由教育研究会が開催されている。三橋喜久雄も遊戯即教育を主唱し、自由主義を鼓吹した。(同書、市教育委員会編、p.287～303参照)
4. 同付小では「白楊会」という研究会をつくり、機関誌「自由教育」(大正13年創刊、後に「自由教育研究」)を発刊した。読者は全国で4千名をこえている。
5. この時期の特徴的なことは、遊戯論の興隆であった。すでに、大正7年に真行寺朗生が自動教育研究会から「自動主義遊戯の革新」を著し、体操教材中心の教授要目を批判している。また、「体育研究」、「体育と競技」誌においても久門嘉祐「遊戯は人の教育として最大なる一大教課なり」(大正10年)、山本喜太「遊戯の哲学」(大正13年)、吉田清「遊戯の価値」(大正13年)、富田彦三郎「学校遊戯の価値と適用」(大正14年)、下間芳克「遊戯は文化の弊害を救済する」(大正15年)等がみられたが、遊戯論は、反都会主義、反物質文明という論理に支えられていた。
6. この「Jung Deutschland」は、ドイツ軍総司令官フォン・デル・ゴルト元師の著書で1911年に出版され、ドイツにおける青少年の軍国主義的組織化を意図すると同時に、資本主義の発展に伴う農村青年の都市への流出、体位の低下、思想の悪化を防止することを目的としたJugend Pflege政策の基本となった。田中義一は、この組織に着目し、既存の青年会を青年団へと再編し、義務教育 — 青年団 — 在郷軍人会という組織系列によって、いわゆる「良兵即良民」をねらった。
7. この民力涵養運動は、学校教育と社会教育の区別が全くつかないままに展開され、その一環として、例えば大正11年の文部省調査に対する報告の中に「体育並に衛生思想の啓発」が含まれていた。それは、同時に、学校教育の社会教育への分散、解消を意味するものであった。(小川利夫「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察(一)～地方自治と社会教育～」教育学研究、第24巻、第4号、1957)
また、「明治神宮体育大会」と「全国体育デー」(大正13年)は、そうした政策理念を象徴するものであった。明治神宮体育大会は、内務省を中心とした青年団組織の官僚統制の延長線上におかれ、思想対策と天皇制に対する忠誠心の培養策として実施された。
8. この無産階級体育論については稿を改めて検討したい。
9. 当時の守屋県知事は、郡市長会議で自由教育を禁止する旨の訓示を行い、大正11年には水戸市教育会主流の自由教育研究会(講師手塚岸衛)を解散させた。
10. 自由教育に対する弾圧の詳細については、井野川、川合、前掲書、p.106～109、中野、前掲書、p.227～238

を参照されたい。

参 考 文 献

前稿（Ⅰ）および（注）に記載した以外の文献を記した。

- (1) 玉城 肇「日本教育発達史」三一書房，昭和29年
- (2) 梅根 悟「世界教育史」光文社，1955
- (3) 勝田守一，中内敏夫「日本の学校」岩波書店，1964
- (4) 「現代教育学4 近代の教育思想」岩波書店，昭和35年
- (5) 「現代教育学5 日本近代教育史」岩波書店，昭和37年
- (6) 「現代教育学17 学校」岩波書店，昭和36年
- (7) 梅根 悟監修「世界教育史大系2 日本教育史Ⅱ」講談社，昭和50年
- (8) 梅根 悟監修「世界教育史大系3 日本教育史Ⅲ」講談社，昭和51年
- (9) 宮坂広作「近代日本社会教育政策史」国土社，1966
- (10) 大橋精夫「現代教育方法論批判」明治図書，1964
- (11) 岩本 憲「方法主義教育の克服」黎明書房，昭和40年
- (12) 城丸章夫，荒木豊，正木健雄編「戦後民主体育の展開 理論編」新評論社，昭和50年
- (13) 遠山茂樹，大井正，山崎正一編「近代日本思想史」第2巻，第3巻，青木書店，1967